

北区役所新庁舎整備候補地の選定方針と条件について

1 目的

北区役所新庁舎整備に向け、合理的かつ適正な候補地選定を進めるため、市として、あらかじめ整備候補地の選定方針を示すとともに、必要な選定条件を設定するものです。

2 整備候補地の選定方針

北区役所新庁舎整備の候補地の選定においては、各検討委員会の検討結果及び平成24年5月に北区自治協議会から市長に提出された「北区役所の整備に関する要請書」の内容を尊重していきます。

3 整備候補地の選定条件

(1) 位置条件

- ①移転新築
- ②北区の地域拠点の範囲（豊栄駅を中心に半径約1km以内）
- 根拠：「北区自治協議会の要請書（H24.5）」

(2) 土地面積条件

区役所新庁舎整備に必要な土地の面積は、約8,000㎡以上とします。

ただし、他の施設を共用する場合は、土地面積条件から共用する施設の土地面積を除外できるものとします。

なお、必要な面積の内訳は次のとおりです。

＜容積率200%の場合＞

区 分	最低限必要な土地面積	根拠等
①庁舎建設に必要な土地の面積	2,150㎡	延床面積約4,300㎡ 総務省地方債同意等基準(H22.4.1)を参考
②講堂や大会議室に必要な土地の面積	400㎡	床面積約800㎡ 自治協議会の開催や防災拠点として使用できるスペースを確保
③倉庫兼車庫建設に必要な土地の面積	250㎡	床面積約500㎡ 現状の倉庫や車庫等の延床面積を参考
④来庁者駐車場に必要な土地の面積	3,000㎡	120台×25㎡ 北区役所整備庁内検討委員会(H22.10)
⑤公用車駐車場に必要な土地の面積	1,150㎡	46台×25㎡ 北区役所整備庁内検討委員会(H22.10)
⑥外構に必要な土地の面積	1,000㎡	植栽、アプローチ、雨水調整池等 画地面積の10%程度を想定
合計	7,950㎡	

参考：容積率＝建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（建築基準法第52条）